

官報

号外 令和二年十一月十九日

○第二百三回 衆議院会議録 第六号

令和二年十一月十九日(木曜日)

議事日程 第四号

令和二年十一月十九日

午後一時開議

- 第一 一種苗法の一部を改正する法律案(第二一回国会、内閣提出)
- 第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二一回国会、内閣提出)
- 第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員中山成彬君及び塩谷立君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

気候非常事態宣言決議案(鴨下一郎君外八名提出)

令和二年十一月十九日 衆議院会議録第六号 永年在職議員の表彰の件

日程第一 一種苗法の一部を改正する法律案(第二一回国会、内閣提出)

日程第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二一回国会、内閣提出)

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました中山成彬君及び塩谷立君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員中山成彬君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員塩谷立君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(大島理森君) この際、塩谷立君から発言を求められております。これを許します。塩谷立君。

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君 このたび、院議をもって永年在職議員表彰を賜り、身に余る光栄であり、感激にたえません。

ふるさと静岡県、浜松市の皆様、活動とともにしていただいた後援会の皆さん、そして、先輩、同僚議員の皆様、さらに、常に労苦をともにしてきた家族や事務所スタッフの支えにより、本日に立たせていただきました。これまで応援いただいた全ての皆さん方に心より感謝申し上げます。本日に長い間ありがとうございました。(拍手)

私は、父が現職で他界した後を継ぎ、平成二年に初当選しました。当時は、天安門事件、ベルリンの壁の崩壊、湾岸戦争と世界は激動し、国内では政治改革の風が吹き始め、大きな時代の転換期を迎える中、選挙でもその時代背景を映し、多くの新人議員が誕生いたしました。

その後、三期目を目指した平成八年の選挙は初めての小選挙区比例代表並立制で実施されましたが、私はみずからの未熟さと慢心により新しい選挙区を攻略できず、苦杯をなめる結果となりました。

現職が市長に転じ、補欠選挙で短期間復帰したものの、次の総選挙で再び落選の憂き目に遭うことになりました。

三年を二回、計六年間の浪人生活は、人々が静かに去り、つらい日々が続き、心が折れそうになるときも多々ありました。しかし、見放すことな

く力強く支えてくれた同志と、私も最後まで諦めず歩き続けました。

苦難を乗り越えて、平成十五年に再び咲きを果たし、以後今日まで合計九回の当選を重ねることができました。改めて、苦しいときを支えていただいた同志の皆様に感謝申し上げます。(拍手)

その間、国土交通委員長、内閣官房副長官、文部科学大臣、党総務会長、選挙対策委員長など多くの重責をいただき、全力で働いてまいりました。

私が政治家として取り組む課題の一つが教育です。

義務教育費国庫負担制度の堅持、教育基本法の改正とそれに伴う教育三法の改正など、一連の教育改革に取り組んでまいりました。

文部科学大臣の際には、リーマン・ショックが襲い、経済政策を最優先する状況下において、学校耐震、そしてICT教育の環境整備を推進するスクール・ニューデール構想を打ち出し、一人一台パソコンの整備もこのときから始まりました。

しかし、昨年までの実績は五人に一台にとどまっていたため、新たにGIGAスクール構想が策定されました。そこに、新型コロナウイルスの影響でオンライン教育の必要性が一気に高まり、今年度中に整備されることになりました。十年來の課題がコロナ禍という未曾有の困難により急速に進み、日本の教育も大きく変わります。

教育は国家百年の計との信念で、教育政策と向き合ってきましたが、これまでの教育改革の方向性は間違っていないかと確信するとともに、今こそポストコロナの新しい時代にふさわしい教育

政策を構築する重大なときと使命感を持って、引き続き尽力してまいります。

さまざまな役職を経験させていただく中、現在は、科学技術政策やAI戦略、また農業政策にも積極的に取り組んでいます。

そして、コロナ以前と以後で、社会、国民の生活、経済構造が大きく変わる中、新たな成長戦略、地方創生のキーはイノベーションと農業政策だと確信しています。変容する世界を見据え、このコロナ禍を乗り越え、未来社会への道筋を示すことが、政治の最大の責務であります。

このような時期に二十五周年を迎えるに当たり、より一層の決意を胸に刻み、国家国民のため今後とも努力してまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(大島理森君) なお、中山成彬君の挨拶につきましては、これを会議録に掲載することいたします。

中山 成彬君の挨拶

衆議院議員在職二十五年の表彰を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。これもひとえに長きに亘り、私がどんな状況にあっても温かく見守り支援していただいた故郷宮崎の支援者のお陰であり、言葉に言い尽くせない感謝の気持ちでいっぱいです。そして、議員としてご指導いただいた先輩議員の方々、特に森喜朗元総理、一緒に切磋琢磨した同志の議員の皆様方には衷心より深く感謝申し上げます。

振り返れば、昭和五十七年に政治家を志して帰郷して、来年で四十年になります。議員在職二十五年ということは、十五年は浪人していた

こととなります。初出馬で五百五十一票差で落選して以来、十四回の国政選挙で八勝六敗と当落を繰り返した厳しい政治家人生でした。しかし、幼い頃、西郷隆盛の崇拜者であった祖父の膝に抱かれながら、「自分の為だけに生きる人生はつまらん。世の為、人の為に命を投げ出せる人間になれ」と諭された言葉がいつも心の片隅から消えることなく、政治家人生を貫いてまいりました。

文部科学大臣、国土交通大臣と二度の大臣を拝命致しました。文部科学大臣の時には「教育は国の基なり」との信念の下、全国の学校を視察し、ゆとり教育の見直しと自虐教育の是正に取り組みました。ゆとり教育は日教組やマスコミの反対の中でも見直すことができましたが、自虐教育の是正がかなわなかったことは今でも残念に思います。

国土交通大臣の就任時の「日教組は日本の教育の癌だ」という発言が問題視され、五日しか務まりませんでした。その思いは今も変わりません。

最近、信じられない事件が多発する世相、自分だけ良ければいいという風潮、憲法改正の議論にさえ入れない政治状況は、全てこの長年に亘る戦後の教育に起因していると思います。

ポストコロナの世界は様変わりするでしょう。経済のみならず自国の安全さえ脅かされる時代がやってきます。ただただ時の政権を批判するだけの野党やマスコミでは他国を利することに気付かなければなりません。私たちが長い日本の歴史の中の一走者であ

り、次の世代により良き日本を引き継ぐ責任があることを自覚し、努力しなければならぬと考えます。私たちがそうであったように、次代の走者たちが国難を乗り越え、更により良き日本へと引つ張っていかれることを願っています。

最後に日本の弥栄と皆様方のご健闘、ご多幸を心からお祈り申し上げます。

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

鴨下一郎君外八名提出、気候非常事態宣言決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

気候非常事態宣言決議案(鴨下一郎君外八名提出)

○議長(大島理森君) 気候非常事態宣言決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。古川元久君。

気候非常事態宣言決議案

(本号末尾に掲載)

(古川元久君登壇)

○古川元久君 国民民主党の古川元久です。

私は、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・社民・無所属、公明党、日本共産党、日本維新の会・無所属の会、国民民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました気候非常事態宣言決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)

案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

気候非常事態宣言決議案

近年、地球温暖化も要因として、世界各地で記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践

していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。
右決議する。
以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、環境大臣から発言を求められております。これを許します。環境大臣小泉進次郎君。

(国務大臣小泉進次郎君登壇)

○国務大臣(小泉進次郎君) 近年、気候変動が原因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題となっており、まさに気候危機とも言われております。

政府といたしましては、ただいまの御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる二〇五〇年カーボンニュートラルに向け、取組を加速させます。これにより、環境先進国日本の復権を果たしてまいります所存です。(拍手)

日程第一 種苗法の一部を改正する法律案

(第二百一回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、種苗法の一部を

改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長高島修一君。

種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高島修一君登壇)

○高島修一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、育成者権者の意思に応じて登録品種の海外流出の防止等ができるようにするため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設や、農業者が登録品種等の收穫物の一部を次期收穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖について育成者権者の許諾に基づき行うこととする等の措置を講ずるとともに、育成者権を活用しやすくするための措置を講ずるものであります。本案は、第二百一回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る十月二十六日本委員会に付託され、十一月十一日野上農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、翌十二日から質疑に入り、同日参事から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十七日質疑を終局しました。
質疑終了後、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案により、施行期日についての修正案が提出されました。また、立憲民主党・社民・無所属から、有機農業における自家増殖を育成者権の効力が及ぶ範

囲の例外とすること等を内容とする修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、立憲民主党・社民・無所属提出に係る修正案は賛成多数で否決され、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(第二百一回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長左藤章君。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(左藤章君登壇)

○左藤章君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、外国の大会関係者等の非課税措置を延長する等の措置を講ずるものであります。

本案は、第二百一回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、今国会においては、去る十一月十三日橋本国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十八日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第四、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長木原誠二君。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(木原誠二君登壇)

○木原誠二君 たいだいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、期末手当の額の改定を行うものであります。次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与

改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するものであります。

両案は、去る十一月十二日本委員会に付託され、翌十三日河野国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十八日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長とかしきなおみ君。

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○とかしきなおみ君 たいだいま議題となりました予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、予防疫種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣は、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防疫種を行うよう指示することができることとする。

第二に、政府は、ワクチンの製造販売業者等と、予防疫種による健康被害に係る損害を賠償すること等により生ずる損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。

第三に、検疫法に基づき政令で感染症の種類を指定できる期間について、一年以内の政令で定め

ることとする。

以上、御報告申し上げます。

(とかしきなおみ君登壇)

○議長(大島理森君) 御報告ありがとうございました。

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

予防疫種法及び検疫法の一部を改正する法律案

る期間に限り延長することができるものとする
と
等でありませす。

本案は、去る十一月十日の本案議において趣旨
説明が行われた後、同日本委員会に付託されまし
た。

本委員会におきましては、翌十一日田村厚生勞
働大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日から質疑
に入り、十七日には参考人から意見を聴取し、昨
日質疑を終局いたしました。次いで、採決の結
果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決す
べきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し
ました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順
次これを許します。稲富修二君。

〔稲富修二君登壇〕
○稲富修二君 私、立憲民主党・社民・無所属
を代表し、予防接種法及び検疫法の一部を改正す
る法律案について、賛成の立場から討論を行いま
す。(拍手)

ワクチンの接種は、国民の命と健康を守るベネ
フィットを有するものである一方、国民の体に深
刻な影響を及ぼすリスクも抱えております。

立憲民主党は、国民の皆様が納得して接種する
ことができるように、新型コロナウイルス五原則
を取りまとめ、田村厚生労働大臣から同意する旨
の答弁をいただきました。

すなわち、政府はリスクとベネフィットを包み
隠さず、最新情報が更新されるたびに迅速に説明

すること。

政府がリスクとベネフィットをどう比較考量し
て接種を判断するのか、わかりやすく科学的根拠
に基づいて説明すること。

接種対象者の選定や優先接種者の決定を行う場
合は、その科学的根拠を示した上で、国民の意見
をよく聞き判断すること。

接種についてはあくまで個人の判断とする。そ
の判断のために国民が求める情報はタイムリーに
迅速、的確に届けること。

副反応含め疑い事象について相談窓口を周知
し、迅速な対応と情報公開を徹底する。救済制度
のさらなる充実を図ること。

以上であります。
来年前半までに全ての国民に提供できる数量を
確保するという目標を急ぐ余り、問題のあるワク
チンを購入するようなことがあつてはなりません。

以上、討論を終わります。ありがとうございました。
(拍手)

○議長(大島理森君) 宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕
○宮本徹君 私、日本共産党を代表して、予防
接種法及び検疫法の一部改正案に対する賛成討論
を行います。(拍手)

新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進ん
でおります。直ちに、実効ある感染拡大防止策が
求められます。医療、保健所、検査体制の強化が
必要です。感染拡大のリスクを高めるGOTO事
業については、見直しを決断すべきであります。

また、営業時間短縮等の要請に当たつて、一店
舗、一日二万円円の支援では全く足りません。予備

費も活用し、しっかりと営業と雇用を守る策をと
ることを強く求めるものであります。

さて、新型コロナウイルスワクチンについて
は、感染症も未解明の部分が多い上、新しい技術
が用いられており、何よりも有効性、安全性の確
認が重要であります。

政府は、海外で開発の進むワクチンについて、
国内での第三相試験なしでの承認を考えておりま
す。

一方、厚生労働委員会の参考人質疑では、コロ
ナ分科会の岡部信彦内閣参与からは、基本線から
いえば、ルールどおりの第三相の試験は必要との
指摘がありました。また、免疫学の権威である宮
坂昌之大阪大学名誉教授からは、第三相試験を飛
ばして認可し、多くの方が肺炎で亡くなった抗リ
ウマチ薬アラバの経験が紹介され、第三相試験に
ついては、やることをやはり原則とした方がよい
との発言がありました。

薬害の痛苦の歴史を繰り返さないために、こう
した見解をしっかりと受けとめることを政府には強
く求めます。

また、接種の努力義務について、岡部内閣参与
からは、ノーと言える権利は必ず確保すべきもの
との見解、釜范敏日本医師会常任理事からは、個
人の判断ということが更にしっかりと担保されなけ
ればならないとの見解も示されました。宮坂教授
や薬害オリーブスパーズの水口真寿美弁護士か
らは、現状では努力義務をつけてスタートするべ
きではないとの趣旨の指摘がありました。

法律上、接種の努力義務は、接種開始前に適用
を外すことも可能であります。開発中のワクチン
は、長期的な安全性は確認されておりませす。仮

に、海外で有効性、安全性が確認されたワクチン
であっても、それが日本人でも同じ有効性、安全
性を保証するものではありません。国内での第三
相試験を行っていないワクチンの接種に努力義務
をつけるべきではないことを指摘し、討論を終わ
ります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は
委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時三十五分散会

出席國務大臣

- 厚生労働大臣 田村 憲久君
- 農林水産大臣 野上浩太郎君
- 環境大臣 小泉進次郎君
- 國務大臣 河野 太郎君
- 國務大臣 橋本 聖子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(要求書受領)

一、去る十七日、内閣から、検査官に岡村肇君を任命したので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、原子力委員会委員長に上坂充君を、同委員に佐野利男君を任命したので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、個人情報保護委員会委員に浅井祐二君、大島周平君、高村浩君及び梶田恵美子君を任命したので、個人情報保護に関する法律第六十三条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日、内閣から、公安審査委員会委員長に貝阿彌誠君を、同委員に鶴澤恵子君、西村篤子君及び秋山信将君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十三日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

議長報告

理事 中野 洋昌君(理事鯉淵洋子君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

理事 佐藤ゆかり君(理事大岡敏孝君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 齊木 武志君(理事田嶋要君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 鬼木 誠君(理事小林鷹之君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 関 芳弘君(理事鈴木淳司君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 山際大志郎君(理事神山佐市君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

一、去る十七日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鈴木 馨祐君(理事あかま二郎君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 太田 昌孝君(理事伊佐進一君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 神田 憲次君(理事津島淳君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 日吉 雄大君(理事古本伸一郎君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

一、昨十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 武内 則男君(理事小川淳也君昨十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

小倉 將信君

金子万寿夫君

木村 弥生君

小林 史明君

田嶋 要君

門 博文君

本田 太郎君

山川百合子君

繁本 護君

深澤 陽一君

池田 真紀君

畦元 将吾君

木村 哲也君

小島 敏文君

出畑 実君

山岡 達丸君

農林水産委員

辞任

上杉謙太郎君

金子 恵美君

神谷 裕君

高村 正大君

篠原 孝君

宮川 伸君

八木 哲也君

補欠

出畑 実君

門 博文君

木村 哲也君

本田 太郎君

山川百合子君

繁本 護君

深澤 陽一君

池田 真紀君

畦元 将吾君

木村 弥生君

金子万寿夫君

小倉 将信君

田嶋 要君

補欠

高村 正大君

宮川 伸君

篠原 孝君

上杉謙太郎君

神谷 裕君

金子 恵美君

法務委員

辞任

小林 鷹之君

山下 貴司君

宮澤 博行君

八木 哲也君

外務委員

辞任

辻 清人君

築 和生君

山川百合子君

深澤 陽一君

高木 啓君

渡辺 孝一君

神谷 裕君

文部科学委員

辞任

上杉謙太郎君

繁本 護君

柴山 昌彦君

船田 元君

深澤 陽一君

木村 哲也君

佐々木 紀君

野中 厚君

本田 太郎君

厚生労働委員

補欠

宮澤 博行君

八木 哲也君

小林 鷹之君

山下 貴司君

補欠

深澤 陽一君

高木 啓君

神谷 裕君

渡辺 孝一君

築 和生君

辻 清人君

山川百合子君

補欠

深澤 陽一君

木村 哲也君

佐々木 紀君

野中 厚君

本田 太郎君

繁本 護君

柴山 昌彦君

船田 元君

上杉謙太郎君

補欠

出畑 実君

菅 直人君

早稲田夕季君

小寺 裕雄君

令和二年十一月十九日 衆議院会議録第六号 議長の報告

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|---|--|--------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|--|--|---|--|--|----------------------|
| <p>早稲田夕季君 山本和嘉子君 山本和嘉子君 石川 香織君 石川 香織君 岡本あき子君 小寺 裕雄君 繁本 護君 岡本あき子君 山川百合子君 菅 直人君 津村 啓介君</p> <p>経済産業委員 補欠</p> | <p>辻 清人君 深澤 陽一君 深澤 陽一君 辻 清人君</p> <p>安全保障委員 補欠</p> | <p>江渡 聡徳君 丹羽 秀樹君 大岡 敏孝君 杉田 水脈君 西銘恒三郎君 木村 哲也君 原田 憲治君 野中 厚君 木村 哲也君 高木 啓君 杉田 水脈君 出畑 実君 丹羽 秀樹君 井出 庸生君 高木 啓君 池田 道孝君 井出 庸生君 江渡 聡徳君 池田 道孝君 西銘恒三郎君 出畑 実君 大岡 敏孝君 野中 厚君 原田 憲治君</p> | <p>一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>財務金融委員 補欠</p> | <p>本田 太郎君 出畑 実君 古本伸一郎君 稲富 修二君 出畑 実君 本田 太郎君 稲富 修二君 古本伸一郎君</p> | <p>厚生労働委員 補欠</p> <p>農林水産委員 補欠</p> | <p>今枝宗一郎君 黄川田仁志君 金子 俊平君 杉田 水脈君 齋藤 洋明君 神山 佐市君 杉田 水脈君 穂坂 泰君 神山 佐市君 齋藤 洋明君 黄川田仁志君 今枝宗一郎君 穂坂 泰君 金子 俊平君</p> <p>国土交通委員 補欠</p> | <p>秋本 真利君 鬼木 誠君 門 博文君 小寺 裕雄君 菅家 一郎君 細田 健一君 工藤 彰三君 井出 庸生君 深澤 陽一君 西田 昭二君 荒井 聰君 篠原 豪君 井出 庸生君 工藤 彰三君 鬼木 誠君 秋本 真利君 小寺 裕雄君 門 博文君 西田 昭二君 深澤 陽一君 細田 健一君 菅家 一郎君 荒井 聰君 篠原 豪君</p> | <p>環境委員 補欠</p> | <p>百武 公親君 高木 啓君 細野 豪志君 武部 新君</p> | <p>高木 啓君 百武 公親君 武部 新君 細野 豪志君</p> <p>一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 補欠</p> | <p>池田 佳隆君 菅家 一郎君 本田 太郎君 木村 哲也君 牧島かれん君 井上 貴博君 松本 洋平君 出畑 実君 岸本 周平君 浅野 哲君 菅家 一郎君 築 和生君 木村 哲也君 深澤 陽一君 出畑 実君 松本 洋平君 井上 貴博君 牧島かれん君 浅野 哲君 池田 佳隆君 岸本 周平君 菅家 一郎君</p> | <p>外務委員 補欠</p> <p>財務金融委員 補欠</p> <p>文科科学委員 補欠</p> | <p>山川百合子君 近藤 和也君 近藤 和也君 山川百合子君</p> | <p>古川 禎久君 八木 哲也君 八木 哲也君 古川 禎久君</p> | <p>厚生労働委員 補欠</p> <p>農林水産委員 補欠</p> <p>議院運営委員 補欠</p> | <p>浅野 哲君 西岡 秀子君 西岡 秀子君 浅野 哲君</p> <p>一、去る十二日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。</p> <p>理事 早稲田夕季君(理事下条みつ君去る十月二十六日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 近藤 和也君(理事岡島一正君去る十一月二日委員辞任につきその補欠)</p> <p>(特別委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 補欠</p> | <p>尾辻かな子君 吉田 統彦君 山川百合子君 屋良 朝博君 屋良 朝博君 山川百合子君 吉田 統彦君 尾辻かな子君</p> | <p>平 将明君 八木 哲也君 岡島 一正君 武内 則男君 高木錬太郎君 中谷 一馬君 八木 哲也君 平 将明君 武内 則男君 岡島 一正君 中谷 一馬君 高木錬太郎君</p> | <p>中谷 一馬君 高木錬太郎君</p> |
|---|---|--|--|--|---|---|--|--------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|--|--|---|--|--|----------------------|

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

小林 史明君

池田 佳隆君

深澤 陽一君

上杉謙太郎君

池田 佳隆君

小林 史明君

上杉謙太郎君

深澤 陽一君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

玉木雄一郎君

山尾志桜里君

山尾志桜里君

玉木雄一郎君

(議案提出)

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
(西村智奈美君外六名提出)

一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外八名提出)

一、昨十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

気候非常事態宣言決議案(鴨下一郎君外八名提出)

(議案受領)

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一号)

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第三号)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第七号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第九号)

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨十八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

気候非常事態宣言決議案

鴨下一郎君外八名

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

安全保障委員会 付託

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

災害対策特別委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(内閣提出第四号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案

(西村智奈美君外六名提出)

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外八名提出)

(調査要求承認)

一、経済産業委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和二年十一月十三日

経済産業委員長 富田 茂之

衆議院議長 大島 理森殿

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、財政に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、外国為替に関する事項
- 五、国有財産に関する事項
- 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
- 七、印刷事業に関する事項
- 八、造幣事業に関する事項
- 九、金融に関する事項
- 十、証券取引に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右よつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

令和二年十一月十七日
財務金融委員長 越智 隆雄

衆議院議長 大島 理森殿
(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日本学術会議会員の任命に関する質問主意書
(奥野総一郎君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
建設発生士の規制に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

放課後等デイサービスに関する質問主意書(丸山穂高君提出)

(答弁書受領)
一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員丸山穂高君提出不在者投票制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問に対する答弁書

令和二年十月三十日提出
質問 第五号
不在者投票制度に関する質問主意書
提出者 丸山 穂高

不在者投票制度に関する質問主意書
選挙における投票は、選挙の当日、投票所において行うことを原則とするが、選挙人が選挙期日に投票しにくい状況にある可能性を考慮し、投票機会の創出や利便性の向上のために、選挙期日前にあらかじめ投票できる制度として期日前投票制度及び不在者投票制度を設けている。

右を踏まえ、以下質問する。
一 所在地における不在者投票は、選挙人が郵送で投票用紙を所属地の選挙管理委員会(以下「選管」という。)に申請し、所属地の選管が選挙人へ投票用紙などを郵送する。選挙人は投票用紙

を受け取り、所在地の選管で投票後、所在地の選管が所属地の選管へ投票用紙を郵送する制度である。

1 不在者投票の手続に伴う郵送日数により、選挙人は所在地の選管で投票できる日数が大きく制限される。所属地の自治体の判断により、選挙人は投票用紙をオンラインにより請求することが可能であるものの、実施自治体は少ないと思われる。政府において取りまてているのであれば、最近における不在者投票の投票用紙をオンライン請求できる自治体数を伺いたい。

また、政府は自治体が不在者投票の投票用紙のオンライン請求を導入しない具体的な課題を把握しているか。把握しているのであれば、詳細を伺いたい。さらに、自治体へ不在者投票の投票用紙などのオンライン請求の導入の支援を行うことで投票環境の向上に繋がると考えるが、政府の見解を問う。

2 平成三十年八月に公表された「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」には、所在地における不在者投票において、二重投票を防止する仕組みを構築した上で、あらかじめ所属地選管から交付された投票用紙を持参することなく、所在地選管において投票用紙を受け取り、その場で投票を行うことができれば、選挙人の負担軽減や、郵送時間が不要になる等の時間短縮による投票期間の確保につながる旨の検討結果がまとめられている。投票用紙が異なることから、選挙人の投票の秘密の保持、開票作業のための投票用紙の様式

の統一等の工夫は必要であるものの、導入されれば投票環境の向上に繋がると考えるが、検討結果についての政府の取組状況及び見解を問う。

3 平成二十九年の衆議院議員選挙において、三十の自治体の選管では、学生及び勤労者などに於いて、所属地に住民票を置くものの、居住実態がないとして選挙人名簿のみ削除した結果、投票することができない例があった。これに対して、政府は「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて(平成三十年三月二十八日)により、住民基本台帳と選挙人名簿の整合を取るよう対応を求めた。政府において取りまてているのであれば、通知を発出したのち、通知に従い整合させた自治体数、及び住民票があるにもかかわらず選挙人名簿から削除したまま整合していない自治体数を伺いたい。

4 オンラインなどICT(情報通信技術)の活用により、所属地選管と所在地選管との間で投票用紙などの交付済の確認、二重投票を防止する仕組みが迅速に実現すると考えられる。政府によるデジタルガバメントの検討においては、ICTの活用による不在者投票に伴う郵送の問題を解消し、投票環境の向上に繋げることを検討する必要があるか、政府の見解を問う。

5 今国会において郵便法等改正案の提出が予定されている。報道によると、同改正案は、普通郵便物の土曜配達を取りやめ、差出しから配達までの日数について原則三日以内から

四日以内とするものである。実務上、簡易書留速達を用いると聞いているが、政府は、同改正が不在者投票制度へ与える影響について、調査を進めているか、詳細を伺いたい。

また、令和三年秋と報道される同改正の施行までに、不在者投票において郵便を利用する場合について対応策を実施しなければ、選挙人は投票可能期間を十分に確保できず、投票環境の低下に繋がると考えるが、政府の見解を問う。

二 米国大統領選挙における郵便投票制度の報道に伴い、日本の郵便等投票制度に関する報道が見られる。我が国では、選挙人は、身体障害又は要介護について所定の区分に該当した場合のみ、郵便等投票を利用することができる。

1 選挙人が特定感染症に罹患した場合、投票機会はどのように確保されるのか。入院した場合及び自宅療養の場合、それぞれ詳細を伺いたい。

2 新型コロナウイルス感染症発症者及び濃厚接触者となった場合、選挙人は入院が不要であれば宿泊療養、自宅療養又は自宅待機となる。外出ができない選挙人は投票手段を持たないが、投票所における感染拡大を防ぎつつ、投票機会を確保するため、郵便等投票制度の対象者について見直すことも必要ではないか、政府の見解を問う。また、現状の選挙において、新型コロナウイルス感染症発症者及び濃厚接触者は、自ら感染予防策を講じれば、期日前投票又は期日投票を行ってよいか、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇三第五号

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出不在者投票制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出不在者投票制度に関する質問に対する答弁書

一の1について

不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求については、平成二十八年に、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第百二五号)により可能としたところであり、総務省が平成二十九年に実施した「投票環境の向上方策等の研究に向けた調査」によると、同年十月二十二日に執行された第四十八回衆議院議員総選挙において、不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求を可能とした選挙管理委員会の数は、四十三となっております。

また、お尋ねの「自治体が不在者投票の投票用紙のオンライン請求を導入しない具体的な課題」については、各選挙管理委員会によって様々な要因があると考えられるため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、同省が平成二十九年に実施した不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求に係る意向調査によると、不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求を可能とする予定がない理由として、電子申請システムを整備していないことや、不

在者投票の利用者数が少ないこと等が挙げられている。

お尋ねの「自治体へ不在者投票の投票用紙などのオンライン請求の導入の支援を行うこと」については、同省において、不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求を可能とするために必要な事項について、質疑応答集を作成し、各選挙管理委員会に送付する等してきているところである。

一の2及び4について

お尋ねの「所在地における不在者投票において、・・・所在地選管において投票用紙を受け取り、その場で投票を行うこと」については、平成三十年八月の「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を踏まえ、総務省において各選挙管理委員会の意見を聴きつつ検討したところであるが、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会(以下「名簿登録地選管」という)から選挙人が滞在する市町村の選挙管理委員会に通知する仕組みを設ける必要があること、当該通知後に、当該選挙人が滞在地を変更する場合、期日前投票を行う場合等の対応について検討する必要があることなど、選挙管理委員会の事務負担の増加や選挙の公正を確保すること等の課題があると承知している。

お尋ねの「投票環境の向上」や「ICTの活用」については、一の1について述べたとおり、まずは、平成二十八年に不在者投票の投票用紙等のオンラインによる請求を可能としたところであり、さらに、手続のオンライン化に資する選挙人名簿管理の業務プロセス・情報システム

の標準化に向けて検討を進めており、引き続き、選挙の公正を確保しつつ有権者が投票しやすい環境を整備するためICTの活用等を検討してまいりたい。

一の3について

お尋ねについては、政府として把握していない。

一の5について

今国会に提出している郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案は、郵便物の送達の方法に係る基準の緩和等を行うものであるところ、令和元年九月十日の情報通信審議会の答申において、不在者投票における選挙人から名簿登録地選管への投票用紙等の請求等に普通扱いの郵便が用いられた場合に送達日数を更に要することとなることから、「選挙人や指定施設の管理者等に、従来よりも速やかに投票用紙等を請求するように周知すること」及び「指定施設に対して、投票用紙等の送達には速達を用いるよう周知を十分に行うこと」が望ましいとされていることを踏まえ、適切に対応してまいりたい。

二の1について

お尋ねの「特定感染症」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)においては、投票日当日に当該選挙人の属する投票区の投票所において投票を行うことを原則とする一方、同法第四十一条の二第一項の規定により設けられる共通投票所における投票、同法第四十八条の二第一項の規定による期日前投票及び同法第四十九条第一項の規定に

よる病院等における不在者投票の諸制度が整備されている。

二の2について

「郵便等投票制度の対象者について見直すことも必要ではないか」とのお尋ねについては、郵便等による不在者投票は、身体に重度の障害がある選挙人に投票の機会を与えるための例外的な投票方法であり、投票管理者や投票立会人がいない中で投票を行うものであるため、どのような者を郵便等による不在者投票の対象とするかについては、選挙の公正の確保の観点から慎重に検討する必要があるとともに、各党各会派においても御議論いただく必要があると考え

る。また、公職選挙法上、お尋ねの「新型コロナウイルス感染症発症者及び濃厚接触者」の投票を禁止する規定はない。

令和二年十月三十日提出

質 問 第 六 号

地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問主意書

東京都渋谷区は、本年四月一日より、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」において、請求情報を入力、請求者の容貌の画像及び顔写真付き本人確認書類の画像を送信することにより、住民票の写し、課税(非課税)証明書、所得証明書、納税証明書等の交付申請を受け付けるサービ

ス(以下「LINEによるサービス」という。)を開始した。

高市総務大臣(当時)は、本年四月三日の記者会見において、LINEによるサービスのうち、住民票の写しの交付請求(以下「LINEによる住民票請求」という。)について、電子署名を用いないオンラインによる請求手続であるため、画像の改ざんやなりすまし防止といったセキュリティの観点、住民基本台帳法の観点から問題があるとして、渋谷区に対し、改善を促していくと発言した。

また、同日、総務省自治行政局住民制度課から各都道府県、指定都市に対し、「電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の取扱いに係る質疑応答について(総行住第五十五号。以下「総務省通知」という。)(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項に基づく技術的助言として発出された。

これに関連して、以下質問する。

一 LINEによる住民票請求について

1 一般的に、国は、市区町村による住民票の写しの交付に関する事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合又は適正を欠いていると認める場合、当該市区町村に対してどのような対応を行うことが可能か。また、市区町村がこれに従わない場合、国は、当該市区町村に対し、地方交付税の減額など、不利益な取扱いをすることが可能か。それぞれ回答されたい。

2 総務省は、LINEによる住民票請求を提出している渋谷区に対し、どのような方法に

より、どのような改善を促したのか回答されたい。また、渋谷区は法令上これに従う義務があるか、回答されたい。

3 LINEによる住民票請求が法令の規定に違反していると認める場合等には、地方自治法の規定に基づき、総務大臣は是正の要求の指示等を行うことが可能であると考えられる。今後も改善が認められない場合、渋谷区に対してこれらの関与を行う予定はあるか。行う予定が無い場合、何故行わないのか、回答されたい。

二 地方自治法第二百四十五条の四第一項に基づく「技術的助言」の性格について

1 一般的に、地方自治法第二百四十五条の四第一項に基づく「技術的助言」について、地方自治体は、法令上従う義務はあるか。政府の見解を問う。

2 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下「主務省令」という。)第四条第二項は、オンラインによる請求には、電子署名が必要である旨を規定した上で、同項ただし書において、「行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定している。渋谷区では、同項ただし書に基づき、LINEによるサービスを実施している。

これに対し、総務省通知では、「住民票の写しの交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報漏えいすることを防ぐため、

(中略)主務省令第四条第二項のただし書の規定は適用されない」との解釈を示している(以下「主務省令第四条第二項ただし書の解釈」という。)。この主務省令第四条第二項ただし書の解釈は、技術的助言にすぎないため、従うか否かは市区町村の判断に委ねられているという理解でよい。政府の見解を問う。

三 LINEによる住民票請求では、住民票の写しの送付先は住民票記載の住所に限られている。よって、なりすましにより住民票の写しを不正に取得することは困難であるため、個人情報の漏えいは生じ難いと考えられるが、政府の見解を問う。また、主務省令第四条第二項ただし書の解釈で示すように、LINEによる住民票請求では個人情報漏えいするというのである。具体的などのような個人情報漏えいする形を想定しているか、回答されたい。

四 住民票の写しの交付請求は、請求書と本人確認書類の写し等を送付することで、郵送によっても行うことが可能である。総務省通知では、郵送による住民票の写しの交付請求は、住民基本台帳法第十二条第七項の規定に基づき、従前より、住民基本台帳制度下において認められてきたものであり、また、郵送請求の際は、請求書に自署又は押印を行わせることとしていることから、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十八条第四項の規定に基づき、送付される請求書は真正に成立したことが推定されることとしている。

1 郵送による交付請求において、これまで、なりすまし等不当な手段によって交付請求が

行われ、個人情報漏えいした事例は何件あるか。また、本人になりすました不正な取得や、委任状を用いて代理人になりすました不正な取得、公用や第三者における不正な取得といった取得類型別の詳細件数について、政府で把握されている件数をそれぞれ回答されたい。

2 郵送による住民票の交付請求における本人確認方法は、請求者の容貌と本人確認書類の写しの顔写真とを照合しない方法を採用している。一方、LINEによる住民票請求における本人確認方法は、異なる角度から撮影した二点の請求者の容貌の画像データと顔写真付き本人確認書類の写しの画像データを、AI(人工知能)顔認証システムと職員によって照合する方法を採用している。

LINEによる住民票請求は、郵送による場合と比べ、本人確認書類の顔写真との照合を行う点で、改ざん、なりすましの可能性が低いと思われるが、政府の見解を問う。

3 郵送による交付請求の場合、請求者の住民票記載の住所への郵送による交付を原則としているが、理由及び送付場所が正当と認められるときは、請求者の住所以外の場所に郵送することも可能となっている。一方、LINEによる住民票請求の場合、送付先は住民票記載の住所に限られており、郵送による交付請求の場合と比べて、個人情報漏えいする可能性は低いのではないか。政府の見解を問う。

五 オンラインによる金融機関の預金口座開設時等においては、犯罪による収益の移転防止に関

する法律(平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)による厳格な本人確認が求められている。

LINEによるサービスは、本人確認方法として、同法施行規則でも認められている「electronic Know Your Customer」(以下「eKYC」という。)という精度の高いAIによる顔認証を使ったオンライン上の本人確認を実装した認証強度の高い方法を採用している。

1 eKYCを、オンラインによる預金口座開設時等の本人確認手法として認めた理由を明らかにされたい。

2 総務省は、eKYCを用いたLINEによるサービスの提供について、画像の改ざん、なりすましの防止の観点から問題があるとしている。これは、犯罪収益移転防止法施行規則で認められているeKYCについて、画像の改ざん、なりすましのおそれがあり、個人情報漏えい可能性があるという点か。政府の見解を問う。

3 電子情報処理組織を使用した住民票の写しの交付請求とオンラインによる預金口座開設時等で採用する本人確認手法に差を設けている理由は何か、回答されたい。

六 課税(非課税)証明書、所得証明書、納税証明書等(以下「証明書等」という。)と住民票の写しの交付請求の差異について

1 LINEによるサービスは住民票の写しに加え、証明書等の交付請求も可能となっている。しかし、総務省は住民票の写しの交付請求の取扱いについて言及する総務省通知を発

出したのみである。したがって、LINEによる証明書等の交付請求手続については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われる問題は生じないと考えているのか。見解を問う。

2 証明書等には、氏名、住所、納税額などの個人情報が記載されるにもかかわらず、証明書等の交付請求の根拠たる地方税法には厳格な本人確認を求める規定が存在しない。証明書の交付請求の際に法律で厳格な本人確認を求めない理由について回答されたい。

3 住民票の写しと証明書等の間で、交付請求の際の本人確認の在り方について、法律上の取扱いが異なる理由について、回答されたい。

七 LINE株式会社は、本年九月二十四日、今後マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス(JPKI)による認証の対応を可能にすると発表した。住民票の写しの交付請求において、同社が想定しているような、LINE上で、マイナンバーカードの電子証明書により本人確認を行う場合には、法律上問題は生じないと解釈されるのか。政府の見解を問う。

八 令和元年六月二十六日開催の「第五十五回 Pitch to the Minister 懇談会」において、平井国務大臣(当時)等の出席の下、千葉県市川市における電子署名を用いないLINEによる住民票の申請に係る実証実験について、LINE株式会社から説明聴取等が行われている。

1 懇談会の議事概要によれば、「どの手続きに對しどの程度の本人確認が必要か、手続き

を行う上での整理とガイドラインの作成が必要である」等の意見があったとのことだが、政府として、何らかの対応は行ったのか、回答されたい。

2 渋谷区におけるLINEによる住民票請求では、前述の通り、請求情報の入力、請求者の容貌の画像及び顔写真付き本人確認書類の画像の送信を求め、本人確認方法として、請求者の容貌の画像データと顔写真付き本人確認書類の写しの画像データを照合する方法を採用している。一方、市川市におけるLINEによる住民票の写しの交付請求(以下「市川市におけるLINEによる住民票請求」という。)では、請求情報の入力及び本人確認書類の画像の送信のみを求め、本人確認方法として、請求者の容貌の画像と本人確認書類の顔写真の画像データとを照合しない方法を採用しており、両者には差異がある。

政府として、市川市におけるLINEによる住民票請求の適法性又は適正性についてどのように考えているか、回答されたい。

九 地方自治法第一条の二第二項は、「(前略)住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と定めている。

国による地方への過剰な介入は、自治体の創意工夫や活力を奪う危険性がある。LINEによるサービスは、渋谷区が住民サービス向上の

ため、その努力により提供されたものと考えられるが、このような、各自治体の努力による多様なサービスの提供の在り方は、地方自治法の趣旨に鑑みても可能な限り認められるべきと考え、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二〇三第六号
令和二年十一月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出地方自治体におけるLINEによる住民票の写し等の交付に関する質問に対する答弁書

一の1について

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定により都道府県又は市町村が処理する事務については、同法第三十一条第一項の規定に基づき、国は都道府県及び市町村に対し、必要な指導を行うものとされており、また、同法第二項の規定に基づき、主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、当該事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるものとされているところであり、お尋ねのような場合には、これらの規定に基づき、適切に対応するものと考えている。

なお、お尋ねの「不利益な取扱い」の意味する

ところが必ずしも明らかでないが、いずれにしても法令の規定に基づき適切に対応することとなる。

一の2について

オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付ける場合には、請求を行う者において入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信する方法(以下単に「電子署名」という。)により、厳格な本人確認を行う必要があることから、令和二年四月三日に、その旨を総務省から各都道府県に対して通知し、各市区町村に周知したところである。

また、渋谷区に対しては、御指摘の「LINEによる住民票請求」の提供を開始する前後において、同趣旨について直接説明を行い、理解を求めてきたところである。

当該通知は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項に基づく技術的助言であり、渋谷区においては、法律上これに従うべき義務を負うものではないが、住民基本台帳法第三条第一項及び第十二条第三項並びに総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下「主務省令」という。)第四条第二項の規定に基づいた適正な事務を行う必要があるものと考えている。

一の3について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二について

地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が、普通地方公共団体に對し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりするものであり、これを受けた普通地方公共団体が、法律上これに従うべき義務を負うものではない。

御指摘の通知は、同項に基づく技術的助言であることから、市区町村においては、法律上これに従うべき義務を負うものではないが、住民基本台帳法第三条第一項及び第十二条第三項並びに主務省令第四条第二項の規定に基づいた適正な事務を行う必要があるものと考えている。

三及び四の3について

お尋ねの「LINEによる住民票請求」については、個別の民間事業者が提供するサービスによるものであり、御指摘のように住民票の写しの「送付先は住民票記載の住所に限られ」ていることをもって、その個人情報漏えいの可能性の有無について、政府としてお答えすることは困難である。

なお、御指摘の解釈は、オンラインによる住民票の写しの交付請求を受け付ける場合には、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることを防止する観点から、電子署名により、厳格な本人確認を行う必要がある旨を示したものである。

四の1について

お尋ねの郵送による交付請求における「個人情報漏えいした事例」及び「取得類型別の詳細件数」については、いずれも、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「LINEによる住民票請求」については、個別の民間事業者が提供するサービスによるものであるため、郵送による場合と比べた「改ざん、なりすましの可能性」についてお答えすることは差し控えたいが、いずれにしても、オンラインによる住民票の写しの交付請求については、電子署名により、厳格な本人確認を行っているところであり、電子署名によらずに、御指摘の「本人確認書類の顔写真との照合を行う」ことで十分な本人確認がなされたとはいえないと考えている。

五の1について

お尋ねの「eKYC」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、「未来投資戦略二〇一七(平成二十九年六月九日閣議決定)において「FinTech」に対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める」とこととされたことから、平成三十年十一月に犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)を改正し、顧客等の容貌の画像情報等を活用したオンラインで完結する本人特定事項の確認方法を新設したところである。

五の2について

個別の民間事業者が提供するサービスについて、政府として見解を述べることは差し控えた
いが、住民基本台帳法に基づく住民票の写しの
交付請求については、何人でも住民票の写し等
の交付を請求できるといふ従前の交付制度を見
直し、個人情報保護に十分留意した制度として
再構築することとして、平成十九年に同法を改
正しており、改正後の同法第十二条第三項の規
定により、住民票の写し等の交付を請求する場
合においては、当該請求の任に当たっている者
が本人であることを明らかにしなければならな
いこととされているものである。

五の3について

各種制度における本人確認の在り方について
は、当該制度の趣旨、運用等を踏まえて判断さ
れるものと考えている。

六の1について

御指摘の通知は、オンラインによる住民票の
写しの交付請求の取扱いについて、市町村から
の問合せがなされたこと等を踏まえ、住民基本
台帳法及び主務省令の規定に基づきオンライン
による住民票の写しの交付請求を受け付ける場
合には、画像の改ざんやなりすましの防止と
いった観点から電子署名により厳格な本人確認
を行う必要があること等について、各都道府県
に対して通知し、各市町村に周知することと
したものである。

六の2について

御指摘の本人確認については、地方税法(昭
和二十五年法律第二百二十六号)第二十條の十
において「地方団体の徴収金の納付又は納入す
べき額その他地方団体の徴収金に関する事
項・・・」についての証明書の交付を請求する者
があるときは、その者に関するものに限り、こ
れを交付しなければならない」と規定されてお
り、同条に基づき、各地方団体において適切に
対応すべきものと考えている。

六の3について

各種制度における交付請求の際の本人確認の
在り方については、当該制度の趣旨、運用等を
踏まえて判断されるものと考えている。

七について

オンラインによる住民票の写しの交付請求に
ついては、令和二年四月三日に総務省から各都
道府県に対して通知した内容に沿ったものであ
れば法律上の問題は生じないものと考えている
が、お尋ねについては、御指摘の「発表」及び
「想定」について具体的な内容が判然としないた
め、政府としてお答えすることは差し控えた
い。

八の1について

お尋ねの「何らかの対応」の意味するところが
必ずしも明らかではないが、政府においては、
平成三十一年二月に、オンラインでの本人確認
に対する考え方及び手法をまとめた「行政手続
におけるオンラインによる本人確認の手法に関
するガイドライン」(平成三十一年二月二十五日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決

定)を定めており、関係者への周知等を図って
いるところである。

八の2について

御指摘の「市川市におけるLINEによる住
民票請求」については、市川市からは電子署名
によらずにオンラインにより住民票の写しを交
付請求する手法であると聞いていることから、
総務省において、渋谷区と同様に、従前より理
解を求めてきたところである。

九について

渋谷区のオンラインによる住民票の写しの交
付請求を受け付ける手法は、住民基本台帳法及
び主務省令上、求められている本人確認を行っ
たものとはいえないことから問題があると考え
ており、同法第三十一条第一項の規定に基づき
必要な指導は、御指摘の「国による地方への過
剰な介入」には当たらないものと考えている。

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領し
た。

衆議院議員丸山穂高君提出改正動物愛護管理法
に基づく犬猫の適正な飼養管理基準の具体化に
関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高君提出選挙管理委員会に関
する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出マスク着用を義務付け
る政策実現に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出日本学術会議会員の
任命を拒否された六名の研究者に関する質問に
対する答弁書

令和二年十一月六日提出
質問 第七号

改正動物愛護管理法に基づく犬猫の適正な飼
養管理基準の具体化に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

改正動物愛護管理法に基づく犬猫の適正な
飼養管理基準の具体化に関する質問主意書

環境省の中央環境審議会動物愛護部会は、本年
十月七日、昨年六月に公布された「動物の愛護及
び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令
和元年法律第三十九号)の飼養管理基準の具体化
に関する改正部分の施行に当たって、同基準の具
体化に関する動物愛護管理法に係る省令案(以下
「省令案」という。)を取りまとめた。

同省令案は、現在、国民からの意見募集が実施
されているところであるが、犬猫の適正な飼養管
理基準の具体化については、劣悪な環境で飼育す
る悪質業者を地方自治体が指導するのに明確に分
かりやすいとの評価がある反面、事業者に対する
過度に厳格な飼養管理基準の規制適用が廃業等を
引き起こし多数の犬猫が行き場を失う問題が生じ
るとの指摘もあると承知している。

そこで、今回の飼養管理基準の具体化に伴う影
響等に対する政府の対応の方向性等について、以
下質問する。

一 適正な飼養管理基準の具体化について、省令
案には、飼養に用いるケージのサイズを始め、
繁殖業者や販売業者の従業員一人当たりの飼養
頭数や繁殖回数等に関する数値基準が具体的に
示されている。ただ、繁殖回数等に関する数値
基準に関しては、犬種・猫種による個体差が十

分に考慮されていない。個体により、平均寿命や繁殖回数等の違いがあることから、基準はこうした個体差を適切に反映したものとすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 新たな飼養管理基準の設定に当たっては、悪質な事業者を排除するために、地方自治体が不適切な事業者に対してレッドカードを出しやすき明確な基準とすることが重要とされ、去る八月十二日に開催された動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会においても、小泉環境大臣が、「自治体の取組を支える仕組みづくりの環境として、環境省に新たに相談窓口を設置して、命令や取消処分などの事業者への対応のノウハウを蓄積して自治体にフィードバックするなど、具体的な対応を今後進めていく」と発言している。

こうした観点からすれば、新たな基準の実際の運用を行う地方自治体が、立入検査等により事業者の実態を適確に把握し、必要に応じて警告、命令、取消処分や罰則の適用を行いやすい環境を整備して基準の実効性を確保するため、地方自治体の取組に対して一層の支援が不可欠となると考える。今後、「基準の解説書(仮称)」の策定や相談窓口の設置に加えて、どのような具体的支援策を検討しているか示されたい。

三 事業者に対する飼養管理基準等の遵守の確認、指導監督体制の確保など、新たな飼養管理基準の適切な運用のための地方自治体をはじめとする行政コストの大幅な増大も予想される。今回の省令案の運用に伴い見込まれる行政上の経費はどの程度と想定しているか示されたい。

令和二年十一月十九日 衆議院会議録第六号

議長報告

四 省令案における数値基準が設定されることで、規制の適用によって事業者に過度な経営負担が課されて経営破綻や廃業等を招き、結果として、多数の犬猫が行き場を無くしたり、不適正飼養の助長につながってしまう可能性があることが指摘されている。行き場を無くした犬猫を受け入れる保護団体や保健所等の体制も、新型コロナウイルス感染症の影響で、受け入れる余裕がほとんど無い状況にある。及ぼす影響の大きいものであるからこそ、そうした事態が生じないように、予防策や対応策を講ずる必要があると考えるが、政府の今後の具体的な対応策等を明らかにされたい。

五 今回の省令案では、事業者が基準の適用に向けて犬猫の飼養環境の改善を図るとともに、繁殖を引退した犬猫、保護犬や保護猫の譲渡が促進される環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養する設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置を検討するとされている。

そこで、経過措置期間ほどのくらの期間を想定し、事業者による犬猫の飼養環境の改善とともに譲渡が促進される環境づくりに向けてどのような取組が必要であると考えているか、政府の見解を示されたい。

六 今回の省令案では、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める、としている。今後の基準策定の具体的なスケジュールについて、政府の見解を示されたい。

議長報告

内閣衆質二〇三第七号
令和二年十一月十七日
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出改正動物愛護管理法に基づく犬猫の適正な飼養管理基準の具体化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員丸山穂高君提出改正動物愛護管理法に基づく犬猫の適正な飼養管理基準の具体化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「犬種・猫種による個体差の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「繁殖回数等に関する数値基準」については、本年十月十六日からパブリックコメントを実施している「動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案(飼養管理基準に係るもの)」(以下「省令案」という。)において、「犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。」及び「猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。」としているとおり、犬及び猫の種類に着目したのではなく、個体に着目したものとされている。

二について
お尋ねの「具体的支援策」については、今後、地方自治体に対して、説明会や研修を開催し、省令案に基づく新たな飼養管理基準(以下「飼養管理基準」という。)の運用の徹底を図るとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第二十三条第一項の規定による催告、同条第四項の規定による命令等の行政処分に関しては、地方自治体の実施しやすいよう、例えば、行政処分を行うに当たつての対応の手順や一定の様式を示すこと等を考えている。

三について

お尋ねの「今回の省令案の運用に伴い見込まれる行政上の経費」については、政府として具体的に想定しているものはないが、御指摘の「事業者に対する飼養管理基準等の遵守の確認」は、これまでも、法第二十四条第一項の規定による都道府県知事が行う報告徴収及び立入検査を通じて、御指摘の「指導監督体制の確保など」を行いながら実施されてきているところである。このため、飼養管理基準の運用に当たつて、御指摘の「行政コスト」が大幅に増大するものではないと考えている。

四について

お尋ねの「今後の具体的な対応策等」については、省令案において示しているとおり、「基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める」ことが必要と考えており、「事業者が基準の適用に向けて犬猫の飼養環境の改善を図るとともに

に、これらの環境づくりを進めるための期間も考慮し、飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置について検討することを考えている。

五について
お尋ねの「経過措置期間」については、今後検討していくこととしている。また、お尋ねの「取組」については、省令案において示しているとおり、例えば、「譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進するための議論の場を設置することが必要である」と考えている。

六について
お尋ねの「犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準」の検討を行う具体的なスケジュールについては、現時点では未定である。

令和二年十一月六日提出
質問 第八号

選挙管理委員会に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

選挙管理委員会に関する質問主意書

地方自治体の選挙管理委員会は、地方自治法第百八十一条第一項において設置が定められており、その委員等の選任については、同法第百八十二条第一項において「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」とされている。

選挙管理委員の選挙に当たっては、その候補者

は公募によることなく、地方自治体の議会内の会派や党派間で事前に調整された元地方議会議員や、その地域の名士等が候補者になる例が多い。右を踏まえ、以下質問する。

一 選挙管理委員の候補者の選定について

1 選挙管理委員の候補者（以下、「候補者」という。）の選定方法について、法令に基づく義務付けはないと把握しているが、候補者の選定方法について参酌すべき基準は存在するか。また、選挙事務研修会などの実務研修において、候補者の選定方法について参照する事項が存在するのであれば、詳細を伺いたい。

2 地方自治法第百八十二条第五項において、「委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。」とされている。この条文は、議会での選挙に先立ち、地方自治体の議会内において、会派や党派の間で候補者を調整するよう求めているか、政府の見解を問う。

3 地方自治体の附属機関では委員の公募が数多く行われている。一方で、候補者については、一部の地方自治体において公募した事例があるものの、大半の地方自治体が公募を実施していない。政府において、候補者の公募を自粛するよう地方自治体に要請又は周知した事実はあるか。また、政府において取りまとめているのであれば、現在任期にある選挙管理委員及び補充員について、候補者を公募した地方自治体数を伺いたい。

平成十五年六月二十日、内閣府男女共同参画

局は「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三十％程度になるよう期待する。」という目標を掲げた。候補者について、この目標は対象とされるか、政府の見解を問う。また、政府において取りまとめているのであれば、中央選挙管理委員会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員及び補充員について最新の女性委員の割合を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇三第八号
令和二年十一月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出選挙管理委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出選挙管理委員会に関する質問に対する答弁書

一の1について
御指摘の「参酌すべき基準」及び「参照する事項」は存在しない。

一の2について
御指摘の「議会での選挙に先立ち・・・会派や党派の間で候補者を調整するよう求めている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百二十四条第一項では、「選挙管理委員又は補充員の選挙を行った場合において、当選人で同一の政党その他の政治団体に属するものが二人以上あるときは、その者の中から

ら・・・委員又は補充員たるべき者を定めなければならない」とされ、同条第二項では、「前項の規定により委員又は補充員たるべき者と定められなかつた当選人は・・・当初から選挙されなかつたものとみなす」とされている。

一の3について
御指摘の「要請又は周知」は行っており、また、選挙管理委員及び補充員の「候補者を公募した地方自治体数」は把握していない。

二について
御指摘の「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三十％程度になるよう期待する」との目標の対象に関しては、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（二千二十年三パーセント）の目標」のフォローアップについての意見（平成十九年二月十四日男女共同参画会議決定）において、「指導的地位」の定義に該当する者については、社会のあらゆる分野においてその女性割合を正確かつ網羅的に把握できることが理想的であるが、これに合致する統計等が現状では不十分であることから、①主要な分野の状況を示すことができること、②各分野において代表性があること及び③データが公開され、時系列に把握可能であることに留意しつつフォローアップのための分野及び指標の項目を選定することが望ましい。」とされた上で、現状において考えられる分野及び項目が示されている。当該分野及び項目に、御指摘の「選挙管理委員の候補者」は含まれていないが、同意見において示されているとおり、分野及び項目については、代表例・例示と

いう位置付けであって、これに含まれないことをもって、指導的地位ではないということを感じずるものではない。

また、中央選挙管理会の委員の女性割合は、現時点では零パーセントとなっており、内閣府が実施した地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況に係る調査令和二年二月七日公表によると、原則として平成三十一年四月一日時点において、都道府県における選挙管理委員の女性割合は二十一・九パーセント、指定都市における選挙管理委員の女性割合は二十・二パーセントとなっているが、その他の市及び区町村における選挙管理委員並びに都道府県及び市区町村における選挙管理委員の補充員の女性割合については取りまわしていない。

令和二年十一月六日提出
質問 第九号

マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問主意書

提出者 松原 仁

マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問主意書

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、マスクの着用をめぐるトラブルが頻発している。例えば、飲食店に、マスクを着用していない同行者の入店を断られた客が、店名が判明できるようなSNS(ソーシャルネットワークサービス)投稿を行ったところ、同店が誹謗中傷を受けて営業を休業したということがあった。また、飛行機搭乗中の乗客がマスク着用を拒否したために、同飛行機

が臨時着陸したということもあった。

国土交通省は、この度、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から東京都内のタクシー事業者による運輸約款の変更の申請を認可し、これにより、当該事業者のタクシーは正当な理由なくマスクを着用しない利用者に対し、乗車を拒否できることとなった。今回の国交省の判断は、タクシーの運転手だけでなく、他の利用客もウイルスの感染から守るものとして評価される。

国立研究開発法人理化学研究所計算科学研究センター(以下「センター」)の「富岳」を用いた研究結果に基づき、マスクをすることで、呼吸時に体内に取り込まれるウイルス飛沫・エアロゾルの個数を三分の一にすることができると公表している。

そこで、次のとおり質問する。

一 飲食業や一般乗用旅客自動車運送事業など不特定多数の顧客を対象とする事業を営む事業者(以下「一般顧客対象事業者」という)に、マスクを着用しない顧客の入店を拒否することができる政策を推進すべきと考えるが、政府として如何。

二 一般顧客対象事業者が、マスクの着用を求めたのに、マスクの着用を拒絶した顧客の退店を求めることができる政策を実現すべきと考えるが、政府として如何。

三 前項一及び二違反に関し、違反者に金銭的負担を科す罰則規定を設けること是非について、政府の見解を問う。

内閣衆質二〇三第九号
令和二年十一月十七日

衆議院議長 大島 理森殿 義偉

衆議院議員松原仁君提出マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「飲食業や一般乗用旅客自動車運送事業など不特定多数の顧客を対象とする事業を営む事業者(以下「一般顧客対象事業者」という)に、マスクを着用しない顧客の入店を拒否することができる政策」及び「一般顧客対象事業者が、マスクの着用を求めたのに、マスクの着用を拒絶した顧客の退店を求めることができる政策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項の規定に基づき定められた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和二年五月二十五日変更)において、「感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすべく」という趣旨を踏まえ、御指摘のような不特定多数の顧客を対象とする事業を含む「社会経済全体」に、「マスクの着用」や「三つの密」の回避等の「新しい生活様式」を定着させていくこととしており、現時点においても、

各業種に関連する法令、約款等に照らしながら、各業界において、その実情に応じて、「業種」ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等「感染を予防するための対策が実践されること」が重要であると考えている。

令和二年十一月六日提出
質問 第一〇号

日本学術会議会員の任命を拒否された六名の研究者に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

日本学術会議会員の任命を拒否された六名の研究者に関する質問主意書

二〇二〇年十一月四日の衆議院予算委員会、加藤陽子教授が歴代の政府委員を務めてこられ、現在も務められていることに関する辻元清美の質問に対し、菅総理大臣は「内閣でお願いしているということを私は承知していませんでした。」と答弁した。

今回、総理が日本学術会議会員の任命を拒否した研究者には、上記のように政府がその知見を評価し力を貸していただいている方も含まれる。一方で、「政府から独立して職務を行う『特別の機関』の会員への任命を拒否する」というのは、国民の理解を得られないと考える。

以下質問する。

一 以下の六名の方々に、過去に政府は委員会や審議会、研究会等の委員等に任命した事実はあるか。その会議等の名称・当該在職期間・所管省庁名・役職について、また誰が任命したのか、その根拠も含め明らかにされたい。

令和二年十一月十九日 衆議院会議録第六号 議長長の報告 気候非常事態宣言決議案 種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

芦名定道・京大教授、宇野重規・京大教授、岡田正則・早稲田大学教授、小澤隆一・東京慈恵会医科大学教授、加藤陽子・京大教授、松宮孝明・立命館大学教授。

二 政府がその知見を評価し力を貸していただいている方に対し、「政府から独立して職務を行う『特別の機関』の会員への任命を拒否する」というのは、国民の理解を得られるか。政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二〇三第一〇号

令和二年十一月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員辻元清美君提出日本学術会議会員の任命を拒否された六名の研究者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出日本学術会議会員の任命を拒否された六名の研究者に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「委員会や審議会、研究会等」の具体的に意味する範囲が必ずしも明らかではないが、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条若しくは第八条又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条、第四十九条若しくは第五十四条の規定に基づき設置された合議制の機関(以下「委員会等」という。)の委員等(以下「委員等」という。)として、お尋ねの六名と考えられる者が任命された事実の有

無を、関係文書が保存されている期間について確認したところ、令和二年十一月十一日時点で把握している限りにおいて、委員等に任命された事実のある者は岡田正則氏及び加藤陽子氏であり、両氏が任命された委員等に係る①委員会等の名称、②委員会等を所管する省庁、③委員会等における官職、④両氏の在任期間、⑤任命権者及び⑥任命の根拠規定は、それぞれ次のとおりである。

岡田正則氏 ①司法試験委員会 ②法務省

③司法試験審査委員 ④平成二十年六月九日から同年十月三十一日まで、平成二十一年六月八日から同年十月三十一日まで、平成二十二年六月七日から同年十月三十一日まで、平成二十三年六月六日から同年十月三十一日まで、平成二十四年六月十三日から同年十月三十一日まで、平成二十五年六月十二日から同年十月三十一日まで、平成二十六年六月十一日から同年十月三十一日まで、平成二十七年六月十日から同年十月三十一日まで、平成二十八年六月八日から同年十一月三十日まで及び平成二十九年六月十四日から同年十一月三十日まで ⑤法務大臣 ⑥司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第十五条第二項

加藤陽子氏 ①公文書管理委員会 ②内閣府 ③委員 ④平成二十二年七月六日から平成二十六年七月五日まで ⑤内閣総理大臣 ⑥公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二十八条第三項

二 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、今般の日本学術会議の会員の任命については、

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第七条第二項の規定に基づき、日本学術会議からの推薦に基づいて、任命権者である内閣総理大臣が適切に判断したものであり、こうしたことについて、国民の理解を得られるよう、説明に努めてきているところである。

気候非常事態宣言決議案

右の議案を提出する。

令和二年十一月十八日

提出者

- 鴨下 一郎 古川 禎久
泉 健太 吉川 元
江田 康幸 斉藤 鉄夫
笠井 亮 馬場 伸幸
古川 元久
賛成者
小淵 優子外二十名

気候非常事態宣言決議

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに

気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちが「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名譽ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。右決議する。

種苗法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和二年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第三条第一項第一号中「品種登録出願」の下に「(第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)と公然知られた他の品種との特性の相違の

内容及び程度、これらの品種が属する農林水産物の種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。

第四条第一項中「品種登録出願に係る品種(以下二及び三という。)」を削り、同条第二項中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 出願者が保持していると思料する出願品種の特性

第五条第二項中「写真」の下に「その他出願品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する資料を加える。」

第六条第一項中「四万七千二百円」を「一万四千円」に改める。

第八条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「従業者等は」を「第二項後段及び前項の規定は」に改め、「をしたとき」の下に「(第二項の場合を除く。)」を加え、「は、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる」を「について準用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益(次項において「相当の利益」という。)

を受ける権利を有する。

3 前項の規定により受けるべき相当の利益の内容容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第十条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

第十条の次に次の一条を加える。

(品種登録管理人の品種登録出願手続等) 第十条の二 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(次項において「在外者」という。)

は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。))による手続(同項において単に「手続」という。))をすることができない。

2 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第十一条第一項第二号中「前条第三号」を「第十条第三号」に改める。

第十五条第二項中「その職員に」、「を行わせ、」及び「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。))に」を削り、「行わせる」を「行う」に改め、同条第三項中「前項の規定による現地調査を」を削り、「者に」の下に

「対し、前項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施) 第十五条の二 農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。))に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

3 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に関して必要な協力を依頼することができる。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行ったときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料) 第十五条の三 出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国(研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行う場合にあつては、研究機構)に納付しなければならない。

2 農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。

3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令) 第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

第十七条第一項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第十五条の二第一項を、又は」の下に「第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは」を加え、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号第三号第一項の規定に係る部分に限る。に該当す

るかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。
(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨(当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。)を通知しなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規

定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 品種の審査特性(前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの)

第十八条第三項中「ともに」の下に「前項第一号から第六号までに掲げる事項及び」を加える。

第二十一条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に、「により登録品種等」を「により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三条を加える。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)
第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。)

ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する旨

二 出願品種の産地を形成しようとする場合に次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)

ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨

2 前項の規定による届出をした者(その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。)は、次項の規定による公示(第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。)前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があった場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があった場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次

項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示(第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。)をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号口又は第二号口に規定する行為(以下「輸出等の行為」という。)には及ぶものとする。

(指定国又は指定地域の追加)

第二十一条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(前項の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出があつた場合を除く。)には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。)を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

た日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

(届出の取下げ)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について輸出等の行為に係る制限をする必要がなくなつたと認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該届出を取り下げの旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前に限り、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合(前項の規定による届出があつた場合を除く。)には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項、第二十一条の二第一項の規定による届出に係る事項(前条第一項の規定による届出に係る事項を含む。)並びに第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての表示については、第二十一条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。

6 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「旨を」の下に「公示するとともに」を加え、同条第八項中「第六項を」第七項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び当事者を」当事者に改め、「もの」の下に「及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定による申請があつたときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。

第三十一条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五項」に改める。

第三十二条第三項から第五項までを削る。

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三十五条の次に次の二条を加える。
第三十五条の二 登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別され

ない品種と推定する。
(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項第二号に係る部分に限る。の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項

を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法平成八年法律第九号(第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員)に対し、当該書類を開示することができ

る。
第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「平成八年法律第九号」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十五条第一項中「三万六千円」を「三万円」に改める。

第四十七条第二項中「その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせる」を「現地調査又は栽培試験を行う」に改め、同条第三項中「から第六項まで」を「及び第四項並びに第十五条の二」に改め、「栽培試験に」の下に「ついて」を加える。

第四十九条第二項中「聴聞」を「聴聞を行う」に当たって、「相当な期間において通知した上で行わなければ」を「行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をする」とともに、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の期日及び場所を公示しなければ」に改め、同条第三項中「行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項」を「同項」に改め、「規定する者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加え、「これを許可しなければ」を「行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなけれ

ば」に改め、同条第四項ただし書中「さかのぼつてを遡つて」に改める。

第五十一条第二項中「審理は」を「審理を行う」に当たっては、相当な期間において、その旨を「に、」対し、相当な期間において通知した上で行わなければ」を通知をし、かつ、公示しなければ」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加える。

第五十二条第一項第二号中「又は通常利用権を削り、同条第三号中、専用利用権又は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

第五十五条中、「農林水産省令で定めるところにより」を削り、「包装に」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「品種登録に係る」を「品種登録されている」に、「以下」を「品種登録表示」という。を付するよう努めなければ」を「を付さなければ」に改め、同条に次の一項を加える。
2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならぬ。

第五十六条第一号及び第二号中「品種登録表示」を「その種苗が品種登録されている旨の表示」に改め、同条第三号中「品種登録に係る」を「品種登録されている」に改める。
第二章第七節中第五十七条の次に次の一条を加

える。

(公示等)

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十九条第一項第二号中「品種」の下に「品種が判明しない場合には、その旨」を加える。

第七十四条中「第十五条第六項」を「第十五条の二第五項(第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び)」に改める。

第七十五条の見出し中「名称使用義務等」を「制限表示義務等」に改め、同条中「第二十二條の規定に違反したを」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。
一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者
二 第二十二條の規定に違反した者
三 第五十五条の規定に違反した者(第一号の規定に該当する者を除く。)

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 目次の改正規定(「第五十七條」を「第五十七條の二」に改める部分に限る。)、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七條の次に一條を加える改正規定並びに附

則第七條の規定 公布の日
二 第十条の次に一條を加える改正規定、第十条第一項第二号の改正規定、第二十一条の次に三條を加える改正規定、第三十七條、第四十二條、第五十五條、第五十六條及び第五十九條第一項第二号の改正規定並びに第七十五條(見出しを含む。の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定 令和二年十二月一日
三 第二十一条の改正規定 令和四年四月一日(品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。第十条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))以後に新法第五條第一項の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所を有しない者)以下この条において「在外者」という。))について適用し、第二号施行日前にこの法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。))第五條第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。
(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置)
第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五條第一項の規定による品種登録の出願をしている者及び旧法第十八條第一項の規定による品種登録を受けている者は、新法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、第二号施行日から起算して六月を経過する日までの

間に限り、同項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をすることができ。

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後新法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の第二第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに」と、「これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)

3 第一項の届出が新法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)

(新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置)

第四条 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

(出願料、手数料及び登録料に関する経過措置) 第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に

第六条 施行日前に旧法第三十二条第五項の規定により登録された通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分

2 新法第三十二条の二の規定は、施行日以後に通常利用権に係る育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正) 第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号(二)中「又は通常利用権を削り、同号(三)中、専用利用権若しくは通常利用権を、若しくは専用利用権に改め、一、通常利用権を削り、同号(四)中若しくは通常利用権を削り、これらの権利若しくは育成者権を

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正) 第十条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「第十五条第二項及び第四十七条第二項を」第十五条の二第一項(同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。)

又は「を加える。

(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律等の一部改正) 第十一条 次に掲げる法律の規定中「第四条第一項を」第三条第二項に、「品種登録出願されたを」同条第一項第一号に規定する品種登録出願(以下この条において「品種登録出願」という。)がされたに改める。

一 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第十三条第一項 二 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)第十二条第一項

三 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第十七条第一項 四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十五条第二項 五 花きの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号)第十三条第一項

理由 植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に關する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充実・見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百一回国会開法第三十七号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、登録品種を育成者権者
の意思に応じて海外流出の防止等の措置が
できるようにするとともに、育成者権を活用しやす
くするための措置を講ずるものであり、その主
な内容は次のとおりである。

1 輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録
された登録品種についての育成者権の効力に
関する特例の創設等

(一) 品種登録出願時に、輸出先国又は栽培地
域を指定する旨及び当該指定国以外へ輸出
する行為又は当該指定地域以外で收穫物を
生産する行為を制限する旨が届出された登
録品種については、種苗等の譲渡後も、こ
れらの行為には育成者権の効力が及ぶこと
とする。

(二) 譲渡する登録品種の種苗又は包装に登録
品種である旨及び(一)の制限がある旨の表示
を義務付けるとともに、譲渡の申出をする
者が広告等を行う場合もこれらの表示を義
務付けることとする。

2 育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める
自家増殖に係る規定の廃止

農業者が登録品種等の收穫物の一部を次期
收穫物の生産のために種苗として用いる自家
増殖について、育成者権の効力が及ばないと
する規定を削り、自家増殖は育成者権者の許
諾に基づき行うこととする。

3 品種登録簿に記載された登録品種の特性の
位置付けの見直し等

(一) 品種登録簿に記載された登録品種の審査
特性により明確に区別されない品種は、当
該登録品種と特性により明確に区別されな
い品種と推定することとする。

(二) 出願者は、審査により特定された出願品
種の特性が事実と異なると思料するとき
は、品種登録前に、農林水産大臣に対し、
当該特性の訂正を求めることができること
とする。

(三) 登録品種について利害関係を有する者
は、ある品種が当該登録品種と品種登録簿
に記載された審査特性により明確に区別さ
れない品種であるかどうかについて、農林
水産大臣の判定を求めることができること
とする。

4 品種登録審査実施方法の充実・見直し
農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・
食品産業技術総合研究機構に、栽培試験に加
え、現地調査も行わせることができることと
すること。また、品種登録の審査を充実させ
るため、出願者は、栽培試験に係る手数料
を納付することとする。

5 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行す
るものとする。ただし、1については、
令和二年十二月一日、2については、令和四
年四月一日から施行するものとする。
二 議案の修正議決理由
本案は、植物の新品種の育成者権の適切な保

護及び活用を図るための措置として、妥当なも
のと認めるが、施行期日について修正を行う必
要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議
決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・社民・無所
属の提案に係る修正案が提出されたが、否決さ
れた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

令和二年十一月十七日

農林水産委員長 高島 修一

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第五十七條」を「第五十七
條の二」に改める部分に限る。)、第十条に一
号を加える改正規定及び第二章第七節中第五
十七條の次に一條を加える改正規定並びに附
則第七條の規定 公布の日

二 第十条の次に一條を加える改正規定、第十
一條第一項第二号の改正規定、第二十一条の
次に三條を加える改正規定、第三十七條、第
四十二條、第五十五條、第五十六條及び第五
十九條第一項第二号の改正規定並びに第七十
五條(見出しを含む。)の改正規定並びに次条

から附則第四条までの規定 令和二年十二月

一日

三 第二十一条の改正規定、第四條の改正規定、第五條の改正
規定、第六條第一項の改正規定、第十四條の改正規定及び
同條の次に三條を加える改正規定、第十七條の改正規定、
第四十七條の改正規定並びに第七十四條の改正規定並びに附
則第五條、第十条及び第十一條の規定
同條の次に一條を加える改正規定、第十八條の改正規定、
(品種登録管理人の品種登録出願手続等)に關す
る経過措置)

第二条 この法律による改正後の種苗法(以下「新
法」という。)第十条の二の規定は、前条第二号
に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」
という。)以後に新法第五條第一項〇の規定によ
り掲げる規定の施行の日(附則第四條及び第五條において「第二号
施行日」という。)前記にあっては、この法律による改正前の種苗
法(以下「旧法」という。)第五條第一項
所(法人にあっては、営業所)を有しない者(以
下この条において「在外者」という。))について適
用し、第二号施行日前にこの法律による改正前
の種苗法(以下「旧法」という。)第五條第一項の
規定による品種登録の出願をした在外者につい
ては、なお従前の例による。
(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経
過措置)

第三条 この法律
附則第一條第二号に掲げる規定の施行の
實際に旧法第五條第一項の規定による品種登録
の出願をしている者及び旧法第十八條第一項の
規定による品種登録を受けている者は、新法第
二十一條の二第一項の規定にかかわらず、第二
号施行日から起算して六月を経過する日までの
間に限り、同項(第一号に係る部分に限る。)の
規定による届出をすることができる。

2 前項の届出が種苗法第十三条第一項の規定による公示後新法第十八条第三項の規定による公示前にされた場合における新法第二十一条の第二

第三項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項又は」とあるのは「直ちに、当該出願品種に係る第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項を公示するとともに」と、「これらの公示を併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)

又は第十三条第二項第一号」とあるのは「当該公示と併せて同条第二項第一号」とする。

3 第一項の届出が新法第十八条第三項の規定による公示後にされた場合における新法第二十一条の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項(前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。)

(新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用に関する経過措置)

第四条 第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の二第一項及び第七項の規定の適用については、同条第一項第一号イ及びロ中「前条第二項ただし書」とあるのは「前条第四項ただし書」と、同条第七項中「前条第二項本文」とあるのは「前条第四項本文」とする。

第五条 新法第六条第一項、第十五条の三、第十五条の四及び第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料、手数料及び登録料について適用し、○施行日前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る出願料及び登録料については、なお従前の例による。

種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近年、我が国の優良な登録品種が海外に流出し、他国で生産され第三国に輸出される等、我が国からの農林水産物の輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が発生している。こうした事態に対処するため、育成者権の強化を図ることが求められている。一方で、育成者権の強化が農業経営に与える影響にも十分配慮する必要がある。よつて、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。

二 稲、麦類及び大豆の種苗については、農業者が円滑に入手し利用できるように我が国の食料安全保障上重要であることに鑑み、都道府県と連携してその安定供給を確保するものとし、各都道府県が地域の実情に応じてその果たすべき役割を主体的に判断し、品種の開発、種子の生産・供給体制が整備されるよう、適切な助言を行うこと。

三 各都道府県が、稲、麦類及び大豆の種子の原種ほ及び原原種ほの設置等を通じて種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、これを民間事業者に提供するという役割も担いつつ、都道府県内における稲、麦類及び大豆の種子の生産や供給の状況を的確に把握し、必要な措置を講じることができるよう、環境整備を図ること。

四 稲、麦類及び大豆については、品種の純度が完全に優良な種子の供給を確保するため、原原種の採種現場では育成者が適切な管理の下で生産した種子又は系統別に保存されている原原種を使用するよう指導すること。

五 種苗法に基づき都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子に関する業務に要する経費については、従前と同様に地方交付税措置を講じること。

六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研

究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。

七 農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、農業者に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うこと。

八 公的試験研究機関が民間事業者に種苗の生産に関する知見を提供する場合には、我が国の貴重な知的財産である技術や品種の海外や外国企業への流出を防止するため、適切な契約を締結する等十分留意するよう指導すること。

九 登録品種の種苗の海外流出の防止に当たっては、ホームセンター等の販売員等が意図せずに登録品種の種苗を外国人に販売すること等により不利益を被ることを防止するため、ホームセンター等に対して、制度見直しの内容について丁寧な説明を行うとともに、国において適切な運用を図ること。

十 新品種の開発は、利用者である農業者の所得や生産性の向上、地域農業の振興につながるべきものであることに鑑み、我が国において優良な植物新品種が持続的に育成される環境を整備するため、公的試験研究機関による品種開発及び在来品種の収集・保全を促進すること。また、その着実な実施を確保するため、公的試験研究機関に対し十分な財政支援を行うこと。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。)

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

第一条中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。

第十条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十条第四項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第三十二条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「第一条」を「以下この条において「祝日法」という。第一条に、「いう」を「いう。次項において同じ」に、「同法」を「祝日法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは、「七月二十三日」とする。

地方税法の一部改正
第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の六第一項及び第八条の六第一項中「令和二年」を「令和三年」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二三の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年」を「令和三年」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第六十七條の十六の二の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年」

に「令和三年」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令和二年」を「令和三年」に改める。

に「令和三年」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令和二年」を「令和三年」に改める。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正)
第四条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その翌年」を「令和三年」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
2 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第...号)の...を次のように改正する。

附則第十四条(見出しを含む)中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

3 この法律の施行の日が航空法等一部改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。

理由

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百一回国会法第五六号)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成三十二年東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

(一) 法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすること。

(二) 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(三) 令和三年の国民の祝日に関する法律の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とすること。

(四) その他所要の改正を行うこと。

2 地方税法の一部改正

(一) 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長すること。

(二) その他所要の改正を行うこと。

3 租税特別措置法の一部改正

(一) 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長すること。

(二) その他所要の改正を行うこと。

4 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期する

ことに伴い、所要の改正を行うこと。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 関係法律について所要の改正を行うこと。

(三) この法律の施行に関し必要な調整規定を定めること。

二 議案の可決理由

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和二年十一月十八日

文部科学委員長 左藤 章

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、本法の施行による令和三年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。

二 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「本大会」という。)の準備及び運営に当たっては新型コロナウイルス感染症対策が重要な課題となることから、政府は、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「大会組織委員会」という。)等と連携し、感染防止対策の徹底、検査・医療体制の充実等を図ること。

三 本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い追加的な経費が必要になることが見込まれることから、政府、東京都及び大会組織委員会は、可能な限り本大会の開催に要する経費の抑制を図るとともに、追加的経費を含めた総経費の内訳や分担について適切に情報を公開し、丁寧な説明に努めること。

四 本大会の延期及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けているオリンピック・パラリンピックの競技団体を支援するため、政府は、関係機関と連携し、迅速な相談対応及び情報共有を行うとともに、新しい生活様式における強化活動及び感染症対策に資する方策を検討すること。特に、パラアスリートがスポーツを安全・安心に実施できるよう、介助者を含め、適切な新型コロナウイルス感染症対策が講じられるよう支援すること。

五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の地方公共団体と本大会の参加国・地域との直接的な交流が困難となっている中でも、本大会の開催が地域活性化、観光振興等に資するよう、政府全体として、関係する地方公共団体に対し、感染症対策も含め必要な支援を行うこと。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和二年十一月六日

内閣総理大臣 菅 義偉

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十二・五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五]を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に改める。

(一) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する令和二年十月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和二年十月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 期末手当の支給割合を年間〇・〇五月分引き下げる。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

人事院の国会及び内閣に対する令和二年十月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和二年十一月十八日

内閣委員長 木原 誠二
衆議院議長 大島 理森殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和二年十一月六日
内閣総理大臣 菅 義偉

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項を削る。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の特別職の職員(秘書官を除く)の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間〇・〇五月分引き下げる。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和二年十一月十八日

内閣委員長 木原 誠二
衆議院議長 大島 理森殿

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

案

右
国会に提出する。

令和二年十月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七條第一項」に、「同条第一項」を「第六條第一項」に、「第十八條並びに第十九條第一項を〔附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む〕、第十八條(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む)、第十九條第一項(附則第七條第二項の規定により適用する場合を含む)並びに附則第七條第一項」に改める。

附則に次の二条を加える。
(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用

令和二年十一月十九日 衆議院会議録第六号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案及び同報告書

するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 前項の規定による予防接種は、第六條第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二六條及び第二七條を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三條第四項中「含む」とあるのは、含む。又は同法第十九條の二第一項の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)が同条第三項の規定により選任したものと、第十六條第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)」と、第二十五條第一項中「市町村(第六條第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五條の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。

4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八條又は第九條の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。

5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第二項の規定による指示をしようとするとき。
三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(損失補償契約)
第八条 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三條第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう)又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結すること

ができる。

(検疫法の一部改正)

第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第三十四條に次の一項を加える。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

第四十條中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に改め、「場合の下に」(同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)
第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)についての第二條の規定による改正後の検疫法第三十四條第二項の規定の適用については、「状況」とあるのは、「状況、当該感染症に係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七條第一

項の規定による予防接種の実施の状況」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項中「第六条」を「第六条及び附則第七条第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「第十八条並びに第十九条第一項」を「(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八条(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九条第一項(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)」並びに附則第七条第一項に改める。

第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条の規定」を「第三十四条第一項の規定」に改める。

- 一 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一十号)第八条
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条の二第二項及び第十五条の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施」を加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

理由

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。

と。この場合において、都道府県知事は、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

2 市町村長が行う新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を臨時接種とみなして、予防接種法の規定を適用するものとする。

3 市町村が支弁する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行うために要する費用は、国が負担するものとする。

4 予防接種の勧奨又は予防接種を受ける努力義務に関する予防接種法の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととするものとする。

5 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結するワクチン製造販売業者等を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償すること等により生ずる損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。

6 外国に検疫感染症以外の感染症が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を適用することができるものとされていること。

7 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由
現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
令和二年十一月十八日
厚生労働委員長 とかしきなおみ
衆議院議長 大島 理森殿
(別紙)
予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。
二 新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。

三 新しい技術を活用した新型コロナウイルスワクチンの審査に当たっては、その使用実績が乏しく、安全性及び有効性等についての情報量が制約があることから、国内外の治験を踏まえ、慎重に行うこと。

四 新型コロナウイルスワクチンに関する独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書については承認後速やかに公表するとともに、ワクチン承認の可否が判断される薬事・食品衛生審議会に係る議事録について、可能な限り早急に公表すること。

五 新型コロナウイルスワクチンによる副反応を疑う事象について、広く相談窓口を設置し、国民に周知すること。また、海外における情報も含め、医療機関又は製造販売業者等から迅速に情報を把握し、情報公開を徹底するとともに、健康被害が拡大することのないよう、的確に対応すること。

六 新型コロナウイルスワクチンには、新しい技術を活用したワクチンが含まれることを踏まえ、接種に伴って健康被害が生じた場合の健康被害救済制度について、広く周知を図るとともに、迅速、円滑な運用に努めるなどの確に対応すること。

七 新型コロナウイルスワクチン確保のために製造販売業者等と損失補償契約を締結するに当たっては、それが最終的に国民の負担となることを踏まえ、真に国が補償することが必要な損失として国民の理解が得られるものとなるよう、製造販売業者等との交渉を行うこと。

八 新型コロナウイルスワクチン接種の対象者の

選定及び優先順位の決定に当たっては、科学的根拠に基づいて行うとともに、その理由を国民に丁寧に説明すること。

九 新型コロナウイルスワクチン接種については、大規模に実施されることとなるため、実施主体となる市町村長が円滑に接種事業を行えるように、ワクチンの流通を含む接種体制の整備や実施方法の策定などについて、国が積極的な支援を行うこと。

十 海外における感染拡大の状況等に鑑み、検査体制の拡充、検疫所の体制の強化等の水際対策を徹底すること。

十一 新型コロナウイルス感染症に関する国民への広報やリスクコミュニケーションについて、担当する組織の在り方も含め、検討すること。

十二 新型コロナウイルス感染症に関わる情報公表の在り方について、個人に関する情報の取扱いを含め、今後、専門家や関係者の意見を聴いて具体的に検討するとともに、関係者の理解を求めること。

十三 緊急性や注目度の高い事例が発生した時は特に国と当該地方自治体との情報共有及び情報発信に向けた緊密な連携が重要であることに鑑み、国及び地方自治体の担当者の間や、国と医師会等の医療関係団体間で迅速に情報共有が図られるよう、あらかじめ発生時の対応や連絡窓口等を確認するとともに、情報交換窓口の一本化、公表内容や公表時刻の調整等に努めること。

十四 外国人や障害者、高齢者等の「情報弱者」に配慮した情報提供の方法について、地方自治体とも連携して検討すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|-----------|-------------|
| 発行所 | |
| 〒一〇五―八四四五 | 東京都港区虎ノ門二丁目 |
| 二番五号 | 独立行政法人国立印刷局 |
| 電 話 | |
| 03 | (3587) 4294 |
| 定 価 | |
| （本体） | 本号一部 |
| 一〇円 | 二二円 |